

通行できる車両長の許可限度値の目安（セミトレーラ車）

セミトレーラ車での首都高速道路の通行に際しての許可申請にあたっては、本図面の車両長の許可限度値の目安を参考にして頂くようお願いいたします。



【凡例】 車両長の許可限度値の目安 (セミトレーラ)

- : 17.5m
- : 17.0m
- : 16.5m※

※区間によっては、16.5mを超えて許可できる場合があります。

○：車両長の制限がある出入口

・出入口の車両長の許可限度値の目安は以下の①②を除き本線と同じです。

- ① 大黒ふ頭出入口
(目安は17.0m)
- ② 次ページに示す出入口
(12.0mを超える車両は通行できません)

【ご注意】

- ・車両長の許可限度値の目安が16.5mの路線でも、幅及び軸間距離など長さ以外の車両諸元により、車両長の許可限度値が変わる場合があります。
- ・大型車は V八重洲線 ■と東京高速道路を通行することができません。

長さ12.0mを超える車両が通行できない出入口（都心部拡大）

【凡例】

車両長の許可限度値の目安（セミトレーラ）

17.5m

17.0m

16.5m

○：長さ12.0mを超える車両が通行できない出入口



【ご注意】

・大型車はY八重洲線 ■ と東京高速道路を通行することができません。

※呉服橋および江戸橋出入口は廃止しました。